

# 「滑り坂論法」についての覚書

——生命倫理とドイツの安楽死論争(二)——

鈴木崇夫

## 目次

はじめに

- 一 「シンガー事件」の概要
- 二 滑り坂論法にもとづく代表的な議論
- 三 ドイツは滑り坂をふたたび下るか

## はじめに

一九九三年の暮れから翌年にかけて二週間ほど、私はドイツのベルリンにいた。当時たまたま、哲学を専攻する親しい友人の二人が時を同じくして、しかも同じベルリンに留学中であつたことから、思い切つてはじめての海外旅行に出かけたのである。身も心も凍えつくような真冬のベルリン、——滞在中ほとんど日の差すことのなかつた灰色の空、その空の色をもっと暗くくすませたような地下道の壁……。

ちようどクリスマスの日だつたらうか。友人の一人が、ドイツで師事している教授を宿舎に招いた。ドイツの大学教授のなかでは例外的に気さくで庶民的であるということから、その友人によつてひそかに「ベルリンの寅さん」とあだ名をつけられていたその教授は、ライプニッツやカントに関する哲学史的研究において、日本でもこの分野の研究者のあいだでは名の知られた人物である。あだ名にたがわぬ如才なさで場をもりあげ、また友人手作りのトシカツやらちらし寿司やらをうまそうにたいらげていたそのH・J・エングヴァー教授との会話で、なぜかあとまで妙に印象に残つたひとこまがあつた。その夕食会に参加していた、私をふくめて四人の日本人が、一人ひとり自己紹介をかねて自分の研究分野に関して話をしていたときのことである。順番がきて私は、もともとは自分もカント哲学を専門にしている教授の著作にも親しく接していたこと、ただ医科大学に移つたこともあつてここ数年は生命倫理（バイオエシックス）を中心に研究をすすめていることをまず告げた。妙に印象に残つたというのは、その時の教授の反応である。なにかちよつとあわて気味に「そうですか、生命倫理はドイツではまだまだこれからの学問です」と話を合わせてくれたあと、ひと呼吸おいて教授は、微笑のなかに目配せのようなものを感じさせながら、「それではシンガーのことは知っていますね」というふうな言葉をついだのである。そのときは、生命倫理と

いえば日本ではエンゲルハートがその代表格のような形で名を知られているが、ドイツではシンガーがそうした位置をしめているのか、といったじつに素朴な感想が頭をよぎっただけであった。

その後、日本に戻ってきてから、ベルリンの書店で購入した本の一冊に眼を通して、私ははたと合点のいく思いがしたのである。その本——E・トゥーゲンツハット著『倫理と政治 (*Ethik und Politik*)』<sup>1)</sup>——のなかには、「安楽死と言論の自由」というタイトルの短い論説(後付けによると、もともとは、ある日刊新聞に掲載されたもの)と、「シンガー論争——R・ヘークゼルマン／R・メルケル編著『安楽死論争に寄せて (*Zur Debatte über Euthanasie*)』』という書評(『ツァイト』紙に掲載)が収録されていたからである。しかもその数カ月後には、定期購読しているある雑誌の最新号に当のシンガーが、ほかならぬ「シンガー論争」を主題とする論文を発表したのである。<sup>2)</sup>

このように偶然が重なることによつて、私は、「シンガー論争」ないし「シンガー事件」と呼ばれている、じつに容易ならぬ出来事に行きあたり、それに強く興味を惹きつけられるようになったのである。ちょうど、その年の秋に或る学会のシンポジウム——「生命倫理の問いかけるもの」というのがシンポジウム全体のタイトルをなしていた——で提題者の一人として発表することになっていた私は、この問題をテーマに取りあげることにした。なぜなら、生命倫理が扱う問題、ならびにそれらを扱う際の生命倫理の基本的な観点や方法を浮き彫りにするひとつの象徴的なケースを、「シンガー論争」は提供してくれているように思われたからであり、また、生命倫理のみならず倫理学一般の根幹にかかわる重要な問題をあらためて根本から考えなおしてみる必要性を、それは痛感させもしたからである。

それで、既述の諸論稿を手びきにして関連文献<sup>3)</sup>を収集し、それらを読みすすめながらあれこれ乏しい思索を積み

あげていた。ところが、シンポジウムの二、三週間前にもう一人の提題者の方とお互いの発表内容に関して電話で大まかな情報交換を行なっていて、「シンガー事件」についてはすでに前年（一九九三年）日本でも紹介がなされているという事実を告げられた。<sup>(4)</sup> まったくもって迂闊な話ではあるのだが、日本で知られていないこの出来事の概要紹介の部分だけでも今回の発表はそれなりの意味をもちうるはずだと思っていた私としては、文字通り寝耳に水の知らせで、正直、面喰らってしまった。

とはいえ、同じ出来事を扱っても、主題化する側面やそれらを考察する際の視点といったものは、おのずと違ったものになるはずである。また実際、右にあげたシンガー自身の論文をはじめとして新しい関連文献がいくつかわれていたし、「シンガー事件」も新たな展開の様相をみせていたのである。それで、とにかく気をとりなおして、当初の予定どりの内容で発表（タイトルは「生命倫理——倫理学の限界か限界の倫理学か」）に臨むことにした。ただ、シンポジウムでは時間の制約と当方の段取りの悪さにより、予定していた草稿のごく一部しか発表できなかった。後日その学会の年報に掲載させていただいた論稿<sup>(5)</sup>も、限られた紙幅のためほとんどレジユメの域を出ていない。ドイツでのこの安楽死論争が生命倫理——ひいては倫理学一般——の根幹にふれる重要な問題をいくつか提起しているという思いは今も変わっていない。未整理のまましばらく放り出す形になってしまった草稿を手もとにひきよせ、今後、何回かに分けて、個々の問題局面ごとに考察を深めていきたいと考えた次第である。

## 一 「シンガー事件」の概要

ことの発端は、一九八九年に遡る。この年の六月にドイツのマールブルクで開催が予定されていた「生命工学・倫理学・精神障害 (Biotechnik — Ethik — geistige Behinderung)」ミーロツパ・シンポジウムに、オーストラリアのモナシユ大学教授で同大学生命倫理学センター副所長をつとめるピーター・シンガー（現在は、国際生命倫理学会の会長でもある）が提題者として参加することになっていた。ところが、そのことに対して、カトリック系宗教団体や緑の党、障害者の組織などが、共同で強力な反対運動を組織したのである。そのため、シンガーへの招待は、シンポジウム開催予定日の数日前になって突然とり消されてしまう。ただし反対者たちは、学会事務局がシンガーに対する招待をとりやめただけでは満足せず、その結果、この学術会議全体が、開催の二、三日前に急遽中止されることになってしまった。

シンガーなる人物は、重度障害をもつ新生児を殺すことは道徳的に正当であると主張しているらしい、——こうした情報（マールブルクでのシンポジウムの数日後にドルトムント大学で行なわれる予定だった彼の講演の題目が「重度障害新生児は生きる権利をもつか？」という挑発的なものであったことに端を発する）が、シンガーに対する激しい反撥をドイツ中に引き起こすことになった。カトリック系宗教団体は、罪のない人間に対するいかなる殺人も許されないというキリスト教信仰の根本原則にシンガーの主張が抵触する事実を見逃そうとはしなかった。また緑の党や「左翼系」政治団体は、シンガーが著作中で用いている「生きるに値しない生命 (life which is not worth living)」という表現をとらえて、ある人間の生命を「生きるに値しない」と価値評価するような試みはすべて優生学の一形態であり、絶対に許容できない、とシンガーを批判した。そして障害者の組織は、たとえば、「われわれ

が生きていてよいのか否かについて人々が語るのをわれわれは座視できない」とも、「そうした措置がすでに存在していたとするならば、われわれは殺害されていただろう」とも述べて、障害者の不安、怖れ、怒りを訴えたのである。

シンガーに対する反撥がいかに激烈なものであったかは、彼にむけて浴びせかけられた次のような言葉からもうかがい知ることができよう、——「殺人へのアピール (Anruf zum Mord)」(緑の党のパンフレット)、「殺人協力者」(「ターゲスツァイトウング・ベルリン版」読者欄)、「ファシスト思想の所産」(『シュピーゲル』誌読者欄)、「シニカルな通俗倫理 (zynische Vulgärethik)」(ドイツ社会精神医学会の論評)、等々。

マールブルクでの出来事以降もドイツ (語圏) では、安楽死問題に関連する内容をふくむ学術会議や講演、ゼミナールに対して阻止行動が続き、さらにはそうした反対運動が、出版活動や大学の人事にまで影響を及ぼすようになっていた。以下、おもだった出来事を列挙してみる。

#### 一九八九年

——マールブルクでのシンポジウムの後に予定されていたいくつかの大学での講演も、事前に中止になるか、あるいはその場で妨害行動 (会場入り口のピケ、会場内ではホイッスルを用いたブライニングやシュプレヒコール) があった。

——『シュピーゲル』誌をはじめとするマスコミが、シンガー糾弾のキャンペーンに乗り出す。

——ドルトムント大学での講演をシンガーに依頼したアンシュテッツ教授の解任を求める署名活動が行なわれ、州政府が教授を事情聴取。

——ドイツのいくつかの大学で、シンガーの名著『実践の倫理 (*Practical Ethics*)』を用いた哲学のゼミナールが妨害にあい、続行することができないものも出てきた。

——ドイツ哲学会 (*die Allgemeine Gesellschaft für Philosophie in Deutschland* (AGPD)) の有志によって「マインツ宣言」(最終的に一八〇名が署名) が出される。基調は、「言論封殺」に対する批判。しかし、例外的に中立的な立場から安楽死問題に関する記事や特集を連続的に掲載していた『ツァイト』紙も含めて、大手マスコミのどこもそれをとりあげようとはしなかった。結局、丸二年後の一九九一年九月になってはじめて、署名者のリストとともに公刊された(ズーアカンプ社から出版された次の論集の補録として——R. Hegselmann und R. Merkel (Hrsg.), *Zur Debatte über Euthanasie*)。

## 一九九〇年

——ドイツのポツダムで六月に開催されることになっていたヨーロッパ医学医療哲学界 (*The European Society for the Philosophy of Medicine and Health Care*) の年次大会が、直前(二、二日前)になってオランダへ会場が移された。

——ヴィエナ大学医学部で予定されていたH・クーゼの講演が中止となる。クーゼが「生命の神聖性」の原理に對して疑問を投げかけていることが原因(彼女にはシンガーとの共著 *Should the Baby Live?* がある)。

——ハンブルク大学で空席のできた応用倫理学の後任人事において、中絶の権利を擁護する著書をもつA・ライストが、候補者リストから除外される。結局、倫理学よりは美学の仕事で知られているある候補者がポストを得た。応用倫理学のポストは、ある種の人間に関して「生きるに値する」かどうかというような問題を立てるのに用いられるおそれがあるから補充しないほうがよい、という主張が通った結果(?)。

一九九一年

——国際ウイットゲンシュタイン・シンポジウム (The International Wittgenstein Symposium) の年次大会が、「応用倫理学 (Applied Ethics)」をテーマに、オーストリアのキルヒベルクで開催が予定されていた。シンガーも提題者の一人として名をつらねていた。そのことに対して抗議が寄せられたが、学会開催委員会はシンガーに対する招待の取り消しを拒否。しかし、ウイットゲンシュタイン協会はシンポジウム全体の中止を決定した。

——スイスのチューリヒ大学で、「動物と倫理」というタイトルのシンガーの講演が中断させられた。その際、シンガーは眼鏡を割られている。

一九九二年

——H・クーゼが討論に参加していたバイフェデルでの学会が妨害され、主催者の一人はペンキを投げつけられた。

——シンガーの主張を批判し一連の抗議行動を基本的に擁護する内容の「キンザウアー宣言 (Kinsauer Manifest)」が出される。ミュンヘン大学哲学科教授 R・シュペーマンが代表者。一〇〇人以上の人々 (多くは神学や医学の博士号所持者) が署名。

一九九三年

——抗議行動が、発言だけではなく出版物にも及ぶようになる。ローヴォルトという大手出版社が一九九二年にシンガーとクーゼの共著である *Should the Baby Live?* のドイツ語訳の刊行にむけて著作権を取得し、作業は、ゲラ刷

りの校正も済んでもうじき出版、というところまですすんでいたが、出版の予定がおおやけにされると以下のよう  
な一連の抗議行動が起こり、その結果、ローヴォルト社は出版予定日の三ヶ月前になって出版を断念した。

・教会関連のいくつかの団体から抗議の手紙が出版社へ。

・「優生学的な生殖技術」に反対する女性グループや障害者グループの或る連合組織が、「殺人的自由主義反対」というタイトルの声明文を発表。

・「女性障害者連絡会」が、本の出版に反対する五千人分の署名を集める。

・「ハンブルク安楽死反対フォーラム」が、「障害者に敵対するローヴォルト出版」に対する糾弾集会を開催。

・「ナチ政権によって迫害された犠牲者の会 (Verein der Verfolgten des Naziregimes = VVN)」がローヴォルト社に抗議の手紙。

・出版を強行した場合にはローヴォルト社の本をボイコットする旨、多くの書店が宣言。

・出版を断念しない場合にはテロリストによる攻撃を受ける可能性もあり、との情報をローヴォルト社が政府の公安当局から非公式に受けとる(?)。

## 二 滑り坂論法にもとづく代表的な議論

「滑り坂論法 (slippery-slope argument)」(ドイツでは「堤防決壊論法 (Dambruchargument)」とも呼ばれる) とは、一般化していえば、次のような形式をもつ議論を指す。へもしXが認められたならば、Yにいたるのは自然の成りゆきである。ところで、Yは明らかに好ましくない事態である。ゆえに、Xは認められるべきではない。——これは、生命倫理のさまざまな問題領域において必ず提起されてくる議論である。とくに安楽死問題においては、現実の論争の帰趨を制する重要な論点のひとつをなしていると思われるので、議論の実際を細部に踏み込んで紹介してみたい。

### 1 論議すること自体に対する批判

安楽死をテーマとしたシンポジウムや講演、あるいはゼミナールを実力で阻止した者たちの多くは、その行動の正当性の根拠を、安楽死問題を論じること自体がすでに「滑り坂」へ向けての第一歩を踏み出すことになる、という認識に置いている。彼らにいわせれば、その滑り坂の行きつく先は、障害者や重病人や老人などに対する反自発的安楽死が日常化する社会である——「ある種の人間は生きるに値しないという主張がひとつのまじめな意見として認められるようになれば、能力や価値の点でその社会の基準をみたくないような人間が社会から抹殺される状況への第一歩が踏み出されることになる」<sup>6)</sup>。したがって今の場合、言論の自由は制限を加えられて当然である、と彼らは考える(「過度の自由主義はよくない」)。どんな社会にも、その存立の基盤には、けっして論議の対象にしてはならず誰もが自明のこととして受け容れねばならぬタブーが存在するのであって、そうしたタブーを批判的吟味に

さらすことは、それだけでその社会に計り知れない損害をもたらす。なぜなら、論議の俎上にのせられることによってすでに、そのタブーは自明性を奪われてしまうのだから、と。

たとえば、K・レーヴは、ドイツ憲法で保障されている言論の自由よりも、ドイツ憲法第一条——「人間の尊厳は不可侵である。それを尊重し、保護することは、すべての国家権力の義務である」——に由来する「人間の尊厳」のほうを優先する、という観点から、次のように述べている。「われわれの社会が人道的なものであるためには、あるテーマについてはおおやけの場で論じないということがひとつの条件をなす。なぜなら、人道的な事柄が結局はコンセンサスを得るとしても、あれこれ論じられることによってそれは、自明なことという性格を失ってしまうからである」<sup>(7)</sup>。

## 2 1 への反論

みられるように、反対者たちの批判の主要な矛先は、シンガーが生命に関して、「生きるに値する生命 (life which is worth living)」と「生きるに値しない生命 (life which is not worth living)」という質的な区別をもうける点に向けられている。人命に関するこうした価値判断を耳にして、ある種生理的ともいえる忌避感におそわれることのない人間は、むしろ稀であろう。ドイツ人であればなおさらである。こうした言葉からドイツ人の多くが、「生きるに値しない生命の根絶 (Vernichtung lebensunwerten Lebens)」というスローガンのもとでナチスによって遂行された「安楽死プログラム」<sup>(8)</sup>を連想したのは、さしあたり当然のことといわねばならない。

ただし、シンガーは、自分の思想とナチスの思想との同一視は、「生きるに値しない」という言葉の意味に関する誤解にもとづいている、と述べている。「生きるに値しない生命」という言葉を用いるときに自分が想定してい

るのは、「外的な視点」ではなく、あくまで「内的な視点」なのだ、と。当人自身がはやこれ以上生きつづけたくないと思うこと、つまり当人自身にとってその生命が生きるに値しないものであることと、生きたいという当人の意思に反して第三者がその生命を「生きる（生かす）」に値しない（Lebenswert）」と評定することとを混同すべきではない、というこの指摘は正当なものと認めるべきだろう。

けれども、「生きるに値する」／「生きるに値しない」という価値判断に関して「内的視点」と「外的視点」の区別を強調するシンガーの議論に対しては、すかさず次のような反論が加えられることになるだろう。すなわち、どのような意味で用いられているかが問題なのではなくて、人間の生命に関して「生きるに値する」／「生きるに値しない」という区別をもうけること自体、すなわち人間の生命に関して何らかの価値判断をくだすこと自体がそもそも許されないのだ、という反論である。

さて、「生きるに値する生命」と「生きるに値しない生命」という質的な区別にこのように反対するとき、われわれは結局のところどのような思いに依拠しているのだろうか。それは、言葉にしていえば、どの人間の、どのような状態の生命も、等しい価値を、しかも他の価値との比較を許さぬ絶対的な価値を有し、それゆえ人間の生命はすべて不可侵である、という思想になる。慣例に従ってこれを「人間の生命の不可侵性」の原理と呼ぶなら、伝統的に、多くの社会にあってその道徳的枠組の屋台骨をなしてきたのがこの「人間の生命の不可侵性」という原理であることはいうまでもない。実際それは、われわれ一人ひとりの道徳的確信の最基層をなすばかりでなく、多くの社会の法体系や医療制度も、少なくとも建て前のうえではこの原理の土台のうえに構築されている。

ところで、「人間の生命の不可侵性」という原理からは、その主張内容を文字どおりにとるかぎり、人間の生命に関しては——自分自身の生命もふくめて——いかなる価値判断も下してはならならず、どのような場合であって

も（少なくともそれが「罪なき」人間であるときには）決してその生命を——たとえそれが自分の生命であっても——絶つてはならない、という道徳規範が帰結する。

けれども現実はどうだろうか。たとえば、不治の病におかされ緩和不可能な激痛にあえぐ末期患者の願いを受け容れて「過度な」——あるいは、「無意味な」とも「無益な」ともいわれる——延命治療を差し控え患者の死期を早める医者は、「無意味な」苦痛にさいなまれつづけるだけの自分の生はもう「生きるに値しない」という患者本人の判断を尊重することによってくだんの原理を相対化したことにはならないだろうか。また、へかりに自分が植物状態に陥った場合には人工呼吸や強制栄養等の延命措置をうけることなく「尊厳死」したいと願う者は、「意識が戻ることはない」植物状態での生はもはや「生きるに値しない」と暗黙のうちにせよ判断しているのではないだろうか。さらに、胎児に対する選択的中絶はどうだろう。出産前診断によって異常が発見された場合に胎児に対して中絶処置をほどこす親や医者は、障害をもつ生命とそうでない生命とを価値の軽重に関して、やはり暗黙のうちによ比較しているとはいえないだろうか。最後の選択的中絶の問題はひとまず措くにしても、ひと昔前には考えも及ばなかったような医療技術の飛躍的な発展をみた現代社会にあつては、高度な延命装置によって生と死の境界線上にとどめおかれている生命が〈当の個人にとっていまだ生きるに値するかどうか〉という問いは、「生きるに値する」／「生きるに値しない」というこの用語を用いるかどうかにかかわりなく、避けて通れないものになっているといえるのではないだろうか。

重度障害新生児に対する安楽死の問題に戻るならば、ドイツでも旧西ドイツ地区だけで年間約一二〇〇人の新生児に対して延命治療の差し控え（ないし打ち切り）が現に行なわれているという。<sup>9)</sup> シンガーは、ドイツで自分たちが槍玉にあげられた理由のひとつは、自分たちが「婉曲表現 (euphemism) に逃げこむ」ことをしなかった点にあ

る、と述べている。<sup>10</sup> 肺炎を併発した最重度の障害新生児に抗生物質を投与しないことに決める医師は、自分は単に「事態を自然の経過にゆだねる」ことにしただけだ、と語る。しかし、シンガーもいうように、そうした医師は実際に、「その新生児は生きながらえないほうがよい」という判断を下している」（傍点は引用者）。つまり、彼は、一定の価値判断を内包する決定にもとづいて現実にも一つの行為をなしているのである。

だとすれば、そのような場で暗黙のうちに前提されている価値判断を可能なかぎりそれとして明るみに出す分析の作業、さらに、それぞれの価値判断に対して、それが安楽死を正当化しうるものであるかどうかという観点から倫理的反省を加えてみる作業が、ぜひとも必要なはずである。

いずれにしても、重度の障害をもつ新生児に対する「消極的安楽死」はドイツでも現に実行されている。それは、どこで、どのようなケースに対して、どのような形で行なわれているのか。誰が、どういったチェック体制のもとでその決定を下しているのか――。現状を把握しようとしてこうした一連の問いを發する者たち、また現状がはらむ問題点を考察しようとする者たちが「ファシスト」と呼ばれるとしたら、それはやはり不当な言いがかりといわざるをえないように思われる。おおよけの場での論議を禁止し、曖昧で恣意的な「医師の裁量権」なるものにするべからぬことが正しいことだとは思えない。むしろ、秘密裡に事がすすめられている現状をこそ憂慮すべきだろう。なぜなら、決定基準の正当性に関する倫理的考察を欠いたまま密室でなされる決定は、親や医師のその時々の主観的状态に大きく左右されてしまうため、おそらくは倫理的に正当化しえない事例を多数ふくむにちがいないからである。

この問題に関するシンガー自身の当面の主張は、一言でいうと、きわめて重度の障害をもつ新生児に対する積極的安楽死は、道徳的に許容しうるといふにとどまらず、道徳的に要求されてもいる、というものである。ここで、

きわめて重度の障害をもつ新生児、ということとで念頭に置かれているのは、緩和不可能な激痛をともなう極度の「障害」、「欠損」、「奇形」をもち、本人にとってそれ自体負担や苦痛の大きい手術等の治療措置をほどこしてもせいぜい数カ月から長くても一年ぐらいしか生きながらえることのできない新生児のことである（たとえば、水頭症などの合併症をともなうきわめて重症の二分脊椎症の新生児）。シンガーのみるところ、拷問にもひとしい——通常、一度ではすまない——外科手術を加えることによって、凄惨な苦しみの引き延ばしにすぎないわずかばかりの延命をそうした新生児に強制するようなことは、道徳的に許容しえない。それゆえシンガーは、そうした子供に對する延命措置を差し控える（あるいは、打ち切る）という決定は道徳的に正しいと考える。<sup>(1)</sup>ただしその決定にもとづく実践を、いわゆる消極的安楽死に限定するのは誤りである、とシンガーは主張する。

その理由としてシンガーが述べている事柄は、積極的安楽死を擁護する議論としては標準的なものといえよう。すなわち、「すみやかで苦痛のない」積極的安楽死に比して消極的安楽死はたいていの場合、苦しみをいたずらに長引かせるだけにすぎず、しかも、積極的安楽死と消極的安楽死との区別に道徳的な意義を認めようとする立場が依拠する理論的前提——「作為—不作為論」と「二重結果説」——は説得力に欠ける、という議論である。

一般に、「尊厳死」や「延命治療の差し控え」などをふくむ広い意味での「消極的安楽死」の場合であっても、暗黙のうちにせよ人間の生命に関する（少なくとも、内的視点からの）価値判断が下されている以上、やはりそうした行為は「人間の生命の不可侵性」の原理に抵触するといわざるをえないように思われる。もし実際にそのとおりで、今の場合、原理と現実との間に不整合が認められるとするならば、——不整合など意に介さないというのなら話は別だが——われわれとしては、次の選択肢の前に立たされていることにならないだろうか。つまり、その原理を吟味しなおし、必要とあらば変更を加えるなり、それにかえて別の原理を採用するなりするか、あるいは、原

理と相容れない行為を断念するか、のいずれかである。後者を選択した場合には、医者ほどの人間に対しても、その人間がいかなる状態に置かれているか、また本人が何を望んでいるかにかかわりなく、可能な最後の瞬間まで大限の延命治療を行なわなければならないことになる。

しかし、実際に二番目の選択肢を受け容れる人はどれだけいるだろうか。日本でも、そうした医療実践に対して疑問を投げかける——「延命至上主義」という批判の言葉もきかれる——者は現在少なくない。いずれにしても、一人ひとりの人間にとって切実なこうした問題に関する討論を禁止しようとするいかなる試みもおそらく成功しないだろうし、またかりに成功しようとしてもそのようなことをするのは望ましいことではないように思われる。

言論封殺の弊害を指摘する議論については、ことあらためて多くを紹介する必要はないだろう。誰でも間違った判断をくだす可能性があり、それを防ぐためには他者からの批判に耳を傾けることが不可欠である、と語られる場合、それにことさら異をとる者はずいまいといつてよいだろう。合理的討論を尊重すべきであると説かれることの意味もおそらくそこにある。批判に開かれることがなかったら、われわれは幾重もの独断にそれと気づかないままとらわれつづけることになってしまうのだから——。しかしながら実際には、シンガー論争で安楽死問題のタブー化を主張している者たちの言説に特徴的なのは、「人間の尊厳を守る」、あるいは「人道的である」とはどいうことなのかがあたかも自明であるかのような、確信的なその語り口の激しさである。しかし現実にはさまざまなかえ方があり決して自明でないことは、安楽死問題に関するシンガーの主張ひとつをとってみても明らかであるし、人工妊娠中絶の是非や植物状態の患者に対する延命治療の是非をめぐる英米での論争が如実に示しているとおりなのである。

さらにまた、滑り坂論法を逆手にとれば、言論封殺や思想検閲はそれ自体ナチスの行なったことではないのか、

そうしたもののこそ、ホロコーストを可能にしたような全体主義的管理国家にいたりつく滑り坂の第一歩ではないのか、と反問することもできるだろう。自分たちと異なる意見をもつ者に対しては言論以外の圧力を加えてもかまわないという態度は、それ自身、彼らが怖れている当の事態に通じる、もうひとつ別の滑り坂を下ることにはならないのか、と。

さてシンガーは、言論の自由を一般的に擁護する議論とならんで、学問の自由という観点からも、次のように問題を論じている。生命倫理は、ひとつの学問分野として、自明とされている慣習的な道徳的見解を疑問視する自由をもつ。この自由を欠いては、生命倫理の有意義な存続はとうてい不可能である、と。

### 3 「キンザウアー宣言」におけるシュペーマンたちの主張

ところで、ミュンヘン大学の哲学科の教授であるR・シュペーマンたちによって一九九二年に発表された「キンザウアー宣言」(第一章「シンガー事件」の概要を参照のこと)の内容は、ちょうど右の最後の論点——学問の自由云々——と関連している。宣言の中心部を引いてみよう。

「障害者のグループは、シンガーがおおやけの場で発言することを妨げた。これは正当なことである。哲学の専門家による討論の場では、学問の自由は、殺人にかかわるテーゼについて論議する自由をもふくむべきである。しかしながら殺人にかかわるテーゼをおおやけの場で喧伝することは、それとは別問題である。なぜなら、後者の場合に問題とされているのは、抽象的な人間一般ではなく、われわれの子供であり父母であり祖父母であるからだ。また、後者にあつて目ざされているのは、理論の吟味ではなく、行動への呼びかけなのである。人間がおおやけの場で他の人間の人格としての身分を問題化するようなことを自由社会が許すようになるならば、自由社

会はその自由を失ってしまうことになる」<sup>(12)</sup>

つまりシュペーマンは、安楽死問題に関する論議を全面的に禁止せよとまでは主張しないが、そうした論議が許容されうるための前提条件として二つの事柄を指摘しているわけである。第一の条件は、その種の問題に関する論議は、おおよけの場でなされてはならず、アカデミズムの内部にとどまらねばならない、というものである。この第一の条件がいわば論議の形式にかかわるものであるのに対して、第二の条件は論議の内容にまで踏み込む。つまり、「他の人間の人格としての身分」を問題化するような内容の言論活動を（アカデミズムの外部で）行なってはならない、という条件である。シュペーマンたちは、引用の冒頭部に明言されているように、シンガーの発言に対する妨害行動を「正当」だとみなしている。右の二つの条件をみたさない以上、シンガーがおおよけの場で自説を述べることが寛容の限界を超える、というのがシュペーマンたちの立場のようである。

当のシンガーは、シュペーマンたちのこうした主張に対して、まず次の事実を指摘している。すなわち、妨害行動をうけた会はすべて、その参加者は哲学、法学、教育学、医学等々を専門とする学者たちであり、しかも、「生命工学・倫理学・精神障害」ヨーロッパ・シンポジウムとワイトゲンシュタイン・シンポジウム以外の会はすべて大学が主宰している、という事実である。だが、そうであるとすれば、シュペーマンたちのいうアカデミズムの内部、とは、哲学者だけが参加している非公開の専門家会議のようなものだけを指すと考えるほかなくなる。

シンガーも述べているように、自由な論議の場に関するこうした限定は、言論の自由に関する古典的著作である『自由論』中の J・S・ミルの考え方にくらべて著しく制限色の強いものといえる。

ミルの基本的立場は、たとえば次のような言葉のうちに端的に示されている、——「いかなる教説についても、それがどんなに不道徳的と考えられるものであろうとも、倫理的確信の問題としてそれを表明し議論する・完全無

欠な自由が存在しなければならぬ<sup>13</sup>。たしかにミルといえども、言論の自由を無制限に認めていたわけではない。その点に関して、ミルは次のように述べている。「意見ですら、それを発表するときの事情によって、その発表がある有害な行為に対する積極的な扇動となるような場合には、その免罪性「自由の特典」を失うのである。穀物商は貧民を餓死させる者であるといい、あるいは私有財産制度は略奪であるというような意見は、単に出版を通じて流されるときにはこれに干渉すべきではないが、ある穀物商の店頭に集合している興奮した暴徒に対して口頭をもつて述べられる「中略」場合には、当然に処罰の対象となりうるであろう<sup>14</sup>」。

つまり、激昂して思慮を失ってしまった「暴徒」にむかつてことさらに流血沙汰を扇動するようなアジテーションを企てる者に対しては、言論の自由は制限されてしかるべきである、とはミルも考えているのである。とはいえ、これは逆からいえば、そうした特殊な状況以外では、すなわち、分別をもった大人が静かに耳を傾けているような場で意見表明を行なうような場合に関しては、その内容の如何によらず、言論の自由を制限してはならない、ということにはかならない。

ミルにくらべてシュペーマンたちが、自由な論議の許される場をきわめて狭い範囲に限定するのはなぜなのか。その理由をシンガーは、一般市民の判断力に関するシュペーマンたちとミルとの評価の違いに求める。倫理の根幹にふれてくるような微妙な問題を理解しそれについて論議する能力を有するのは、学問上の専門的な訓練を受けた哲学者たちだけなのだ、という発想がシュペーマンたちの主張を背後で動機づけている。こうしたたぐいの「エリート主義」は、民主主義と相容れない。これが、シュペーマンたちに対するシンガーの側からの第一の批判点をなす<sup>15</sup>。

さて、「他の人間の人格としての身分」をテーマとする言論活動をアカデミズムの外部で行なっていない、という第二の条件についてはどう考えるべきだろうか。シュペーマンたちはこの条件の正当性を、それが自由社会

の存立にとって不可欠の条件であるという点に求めている。だが、このことでシユペーマンたちは何を言おうとしているのだろうか。「他の人間の人格としての身分」を問題化するような思考様式はナチ的イデオロギーに直結し、それゆえそうした考え方をとおやけに論議する自由は、自由を踏みじるファシズム国家への道を準備するものである、といったことが考えられているのだろうか。しかし、こうした判断の是非はひとまず措くとして、こんにち自由社会とみなされているあらゆる社会で「他の人間の人格としての身分」をめぐる問題が広範に論議されていることは、シンガールの指摘をまつまでもなく、否定しようのない事実である。そしてシンガールにいわせれば、そうした論議を「制限するならば、自由社会の自由の重要な部分が失われてしまう、という一般的な合意がそれらの国々では存在する」。

実際、たとえば現在、人工妊娠中絶の問題や脳死の問題を論じようと思えば、〈ホモ・サピエンスという生物種の成員であることと理性や自己意識をそなえた人格 (person) であることとは区別されねばならない〉という考え方の是非、すなわち、少なくとも英米系の生命倫理においては広く受け容れられているいわゆる「パーソン論」の是非に関する考察を避けて通るわけにはいかないだろう。それというのも、たとえば脳死問題に関していうと、〈心臓がまだ活動している一方で脳の機能は不可逆的な機能停止状態に陥っている人間、つまり脳死状態にある人間は、すでに死んでいるのだ〉という主張は、哲学的につきつめてみれば、〈人格性 (personhood) の不可逆的喪失が人間の死である〉という考え方を人間の死の定義として暗黙のうちに前提しているからである。<sup>16)</sup>

#### 4 積極的安楽死の合法化に対する批判

積極的安楽死が合法化されるとは、もとより厳しい条件が課せられているとはいえ、とにかくも殺人が許容され

るといふことにはかならない。たしかに、従来も、殺人は絶対的に——つまり、いついかなる場合でも——許されざる悪であるとまで考えられていたわけではない。たとえば、国家による死刑は合法的殺人といえるし、また、戦争時の殺人も、賞賛されこそすれ罪に問われるようなことはまずない。たとえば、「生命の神聖性」をとる力トリックにおいてすら、不可侵とされる生命には、「罪のない (innocent)」という限定がほどこされているのである。とはいえ、日常の市民生活の場で個人の裁量にもとづいて行なわれる、罪なき人間に対する殺人行為が合法化されるという事態は、かつてなかったことである（ナチス・ドイツによる「安楽死」ですら、正式な立法化を経ないヒトラーの秘密指令によるものであり、しかも実施にあたっては、部外者にもれないよう細心の注意が払われた）。そのため、積極的安楽死の合法化に対しては、滑り坂を危惧する観点から次のような一連の批判がシンガー論争において提起されている。

(一) まず懸念されるのは、制度の直接的な悪用である。まさかと思うようなことが実際に生じるのが、この世の常である。保険金目当ての殺人などは、そうしたなかではむしろありふれた出来事というべきだろう。積極的安楽死の制度は、家族と医者とが結託しての偽装殺人に利用される危険がある。

(二) こうした懸念は荒唐無稽だと考える人にしても、次のような可能性までも否定し去ることはできないだろう。それは、積極的安楽死が社会生活の一部に組み入れられることで、われわれの道徳感情のありかたや対人関係のありようが基本的なところで変容を蒙ることになってしまうという可能性である。たとえば、「(本人の)」求めにもとづく殺人が、社会的・法的に認められたひとつの行動形態となるならば、介護を必要とする年長の人々にとって、そうした求めを表明することが、またたく間に道徳的義務となってしまう<sup>17)</sup>だろう。一般化していえば、本人の求めに応じて本人の利益のために行なわれる安楽死と、第三者——家族、地域共同体、国家——の利益のために

なされる安楽死とのあいだには、前者から後者へむかう「滑りやすい」坂道が存在するのである。<sup>(18)</sup>

(三) このように人命を軽視する風潮が一般化した場合には、国家が人間の生死に関して決定を行なうような状況がふたたびもたらされる危険が現実のものになるだろう。さらにこれが極端化すれば、ふたたびナチス・ドイツのようなホロコースト社会——「望ましくない」人間の生命や「価値のない」人間の生命が組織的に抹殺される社会——が現出する可能性も否定できない。

(四) あるいはそこまで一般化していわなくとも、積極的安楽死に直接かわりつづけることによって医療従事者が「粗野化する」可能性は十分に考えられる。彼らは、他者の痛みや苦しみに対して以前よりも無感覚になり、ひいては他者の生命の価値に対して以前よりも無頓着になっていくにちがいない。

#### 5 4 に対する反論

積極的安楽死の合法化に滑り坂論法を用いて反対する右のような議論に対しては、以下のような反論が加えられている。

まず、直接的な悪用の可能性を危惧する(一)の議論に対しては、現在でも医者は治療を差し控えることができ、その意味で患者の生死を左右する大きな力をすでもっている、という事実が指摘される。

それでは、〈家族や社会に迷惑をかけたくない〉という気持ちに発する安楽死の申し出を暗に強制するような社会的雰囲気が出現する(ないし強化される)という(二)の主張はどうだろうか。これに関しては、たとえば次のように反論がなされる。このような予測はいずれにせよ仮説の域を出ないわけだから、そうしたペシミスティックなものとはちがった予測もじゅうぶん成り立つはずだ。たしかに病者や弱者が非人間的で無慈悲な扱いをうけることが

あるのは事実だが、それはあくまで例外的な事例であつて、圧倒的多数の場合においては、家族や友人にとつてそうした人間およびその命はかけがえのないものなのだ、と。

また、自発的安楽死から反自発的安楽死への移行を危惧する議論に対しても、仮説としては逆の内容の主張も同じように可能であるはずだという観点から、次のように論じられる。死に臨んで極限的な苦痛にさいなまれ、心から積極的安楽死を願っているような人間に対して死をほどこすことと、遺産の獲得とか医療資源の節約とかいった理由から本人の意思に反して患者を殺すこととは、根本的に異なっている。「なぜなら、前者に関しては、それが患者自身の意思にもとづき同情からなされた行為であると言っても、後者についてそのように述べることは不可能だからである」<sup>(19)</sup>。

次に、ナチス・ドイツによる組織的な「安楽死」を引き合いに出す<sup>(三)</sup>の議論に対しては、次の二つの論点が、新生児の安楽死の是非という問題局面でシンガー自身によつて主張されている。①最終的決定権は、国家ではなく、医者<sup>(一)</sup>の助言をふまえた両親にある。②ナチスが「安楽死」という名称のもとに実際に行なつたことは、「〈民族〉という観点から、あるいは〈優生学 (Rassenhygiene)〉やそれに類した基準にしたがつて」道徳的な顧慮の対象に値しないとナチス国家がみなした人間の排除・抹殺であつたが、自分の立場が定位しているのはあくまで「当事者の苦しみ」ということであり、「当の個人にとつてその生命が価値をもたない」という事態が念頭に置かれている。<sup>(20)</sup>

最後に、医療従事者の「粗野化」云々という<sup>(四)</sup>の議論に対しては、消極的安楽死でも同じ危惧が成り立つはず、いや、もつとその危険性は高い、と反論が加えられる。なぜなら、新生児に対して消極的安楽死をほどこすとは、多くの場合、「数時間から数日にわたつて乳幼児室に待機し、脱水や感染で衰弱していく小さな生命を見守る」という、<sup>(21)</sup>（医療従事者にとつて）「心情的には最も消耗する経験」であるのだから、と。

だが、この主張に対しては、積極的安楽死に反対する側からさらに次のように異論がとなえられてくる。たしかに、積極的安楽死による死は「素早く痛みのない」ものかもしれない。しかし、それに続く両親や医療従事者のわだかまりや罪悪感は、子供を死にいたるまでそれ相応の時間をかけて人間的な仕方では介護した場合とくらべて、むしろ一層強く身をさいなむのではないかと。

これに対する再反論は、こうである。もしかりにそうした子供を長い時間をかけて死にいたらしめるよりも瞬時の死をほどこす場合のほうが罪を感じる度合いが大きいとしても、罪を感じるという単なる事実から、罪を感じるべきだということがそのまま帰結するわけではない。それは、罪悪感がないということから、何も間違ったことはなされていないということが帰結しないのと同様である。つまり、義務感と同様、罪悪感も誤った不合理なものでありうるのである。とすれば、罪悪感という直接体験の有無とは別個に、積極的安楽死は本当に罪を感じなければならぬようなものを含んでいるのかどうかに関して原理的な考察を加えてみる必要があるはずだ……。

以上、賛否両論を紹介してきたが、元来が可能性をめぐる議論であるため、滑り坂論法は、抽象的な一般論にとどまるかぎり、議論が空転してともすると、見解を異にする者とのあいだで水掛け論に陥ってしまう危険性がある。それゆえ、滑り坂論法にもとづく個々の議論の適否を判定するにあたっては、危惧されている事態へむかう坂が現実にとどの程度「滑りやすい」ものなのかという観点から、問題となっている個々の社会の経済的・法的・文化的現状に関する具体的な検証作業を行なってみることが不可欠である。その点からするならば、安楽死問題に関しては、積極的安楽死が実質上合法化されたオランダの状況に関する調査・研究がまず何よりも望まれよう。<sup>22</sup>そしてその成果をふまえて、ドイツの、あるいは日本の医療をとりまく経済的・法的・文化的状況のそれぞれの特色が浮き彫りにされる必要があるだろう。

### 三 ドイツは滑り坂をふたたび下るか

ドイツに関してはシンガー自身が、一九九四年に発表された論文のなかで、それなりに社会の現状をふまえながら、かなりのスペースを割いて滑り坂論法の妥当性に関する検討を行なっている。

まずシンガーは、安楽死に関しておおやけに論議することに反対する側から滑り坂論法によって提起されている論点を、次の三つの設問に集約する。

(1) ナチスのもとで生じたような、障害者やその他の「異質な」マイノリティーに対する迫害の再来をうながすような重大な脅威がドイツに存在するか？

(2) それが存在するとしたら、われわれの考えが生命倫理において論議されるのを許容することは、そうした脅威の増大につながるか？

(3) (1)と(2)に対する解答がイエスであるとしたら、そのことは、われわれの考えに関する論議を禁止するに足る十分な理由となるだろうか？

(1)の設問に対してシンガーは、ナチ的なイデオロギーに染まった人間がドイツに相当数存在するという事実を承認する。実際、外国人排斥の風潮や極右主義者の台頭といったここ数年来の現象は、そのことを眼にみえる形で示しているといえるだろう。<sup>(23)</sup>さらに、右翼的な「スキンヘッド」たちが障害者に悪態をついたり、唾を吐きかけたり、あるいはペンキをスプレーで吹きかけたりする事件も現に起きているらしい。ある障害者を殴り殺した二人の青年は、障害者は「生きるに値しない」と語っていた<sup>(24)</sup>という。

ただしシンガーは、ナチ的な思考様式が復活する可能性ということに関しては、二つの局面を区別して考えるべ

きだという。一つは、一部の右翼急進主義者たちが、彼らの憎悪する者たちに犯罪的な暴力行為を加える風潮がいつそう強まってくる、という事態である。二つめは、一般の人々の共有観念が微妙に変化していくことにより、そのうちいつかドイツ社会全体が、「望ましくない」人間集団に対する何らかの組織的な殺人行為の回帰にむかつて滑り坂を下りはじめる、という事態である。こうした区別に立ってシンガーは、前者の、「どちらかといえば特殊な」脅威は今日のドイツで現実的なものであることを認めるが、集団殺人を政策化するような方向へむかう滑り坂をドイツ社会が全体として滑落していくことを危惧させるような徴候は存在しない、と述べている。

さて、つづく(2)の問い、すなわち、シンガーの考え方がどのような影響力をどの程度もちうるかという問いに対しても、シンガーは、右の二つの局面に問題を区別したうえで自説を展開している。結論からいうと、自分の本来の思想は、正しく理解されるかぎり、いずれの局面においても、危惧されているような脅威に対して支えを提供するようなものではない、とシンガーは考えている。

具体的にみていこう。障害者やその他のマイノリティーに対して特定のイデオロギーに染まった一部の者たちが加える危害が増大していくかどうか、という第一の局面に関連させて、シンガーは、「利益に対する平等な配慮」の原理に言及する。これはシンガーの倫理思想の土台をなす原理であり、彼の主著である『実践の倫理』からその原理に関する彼自身の定式を引けばこうなる——「〈利益に対する平等な配慮〉という原理の本質的な点は、道徳的な考慮をするさいに、我々が、自分の行動に影響される人々全員の同様の利益に等しい重みをおくということにはかならない」<sup>(25)</sup>。この原理によれば、他人の利益を考慮しようとする場合、われわれはその人がまさに利益をもっているという事実だけに着目すべきであり、その人にそなわる能力やその他の特徴——人種、性別、職業、等々——などによって利益の考慮が左右されてはならない。シンガーにいわせれば、この原理は、現実には平等な配慮を与

えられていない人種的マイノリティーや障害者の利益を保護していくための理論的基盤を提供しこそすれ、彼らに對する迫害を正当化するようなものではまったくくない。

それゆえ、——とシンガーは議論をすすめる——ネオナチがもし自分の本を読んだとしたならば、障害者に対する彼らの態度に著者が反対していることを彼らは知ることになるはずである。だが、障害者を攻撃するようなスキンヘッドの若者がこうしたたぐいの本に眼を通すようなことはまずないだろう。だとすればやはり、障害者に対するネオナチの攻撃と自分の著作とはまったく無関係、ということになる。むしろ、自分の見解を反対者たちが歪めて流布させることによってネオナチが勢いづくという皮肉な事態の可能性をこそ心配すべきではないのか。有名な生命倫理学者が、障害者に対する自分たちの敵対的な態度・感情を正当化してくれているのだ、と彼らが思い込むことは十分ありうるのだから……。

シンガーはこうした考察から、障害者に対する一部の者たちによる攻撃というさし迫った脅威の局面に関しては、次のように結論づける。すなわち、自分の見解を主題とする論議が許容されること、そしてそれを通じて自分の見解がよりよく理解されるようになることは、——もしそうしたことが何らかの社会的影響力をもつと仮定して（この仮定にシンガー自身は、はなはだ懐疑的であるのだが）——そうした直接的な脅威を弱めこそすれ、それを増大させるなどということはありません、という結論である。

「生命の不可侵性」の原理に疑問を投げかけるシンガーの見解がおおやけに論議されるようになると、一般の人々の共有観念が微妙に変化していき、その結果、ホロコーストのような残虐行為が再発することにもなりかねない、——この第二の局面についてはどうだろうか。この点に関してシンガーが述べていることは、すでに第二章第二節で論じた事柄とほぼ重なり合うので、結論だけをそのまま引用しておこう。

「われわれの議論は、これらの問題〔高度医療技術の飛躍的な発達によりわれわれが直面せざるをえなくなっている倫理上の難問——植物状態の患者に対する延命治療の打ち切りの問題や出産前診断にもとづく選択的中絶の問題など——〕をおおやけにし、虚偽や言い抜けなしにそれらを解決しようと試みているにすぎない。長い目でみれば、このことは、倫理的意決定のためのより堅固な基盤にみちびいてくれるにちがいない。われわれは、整合性を欠いた倫理を、それに対するいかなる問いかけも禁ずることによって曖昧に支持しつづけるわけにはいかない。そうしたことを続けるなら、倫理に関する全面的な懐疑主義が生みだされることになってしまおうだろう。つまり、そうした曖昧な姿勢のほうが、堅固な倫理を確立しようとする真摯な試みよりも、望ましくない社会的形態をもたらす可能性は大きいのである」<sup>(26)</sup>

(2)の問いに対して否定的答えが確認された以上、(3)の問いはもはや実地的な意味をもたないとしながらも、シンガーは、(3)の設問に関連して、いくつか無視しえない論点を提起している。

かりに、シンガーの考えがおおやけに論議されることで、ナチ的な思考や行動の様式がふたたび回帰してくる危険性が高まるとしてみよう。さてこのことは、そうした論議を禁止する十分な理由となるだろうか。大方の人は、ナチズムの再来をみちびくものである以上そうした言論を禁ずることは当然の処置である、と答えるにちがいない。これに対してシンガーは、そうした禁止が正当なものであるためには次の二つの要件がみたされなければならない、と主張する。第一は、それがナチズムの再来を防ぐための必要にして十分な条件であるということ。第二は、言論の自由の制限が——ナチズムに匹敵するような——何らかの凶悪な全体主義政権への道をひらくようなこととは、ない、という要件である。

だが、そもそも、何らかの考えを抑止しようとする試みは、現在の情報化社会にあっては、むしろその意図とは

正反対の結果——広範な伝播——をひき起こすことにならないだろうか。少なくとも欧米や日本のマス・メディアの現状や、ここ数年来急速な普及をみているインターネット情報網を思いうかべてみれば、シンガールのこの反問は、事実その通りだといわざるをえないように思われる。また、思想の抑え込みをはかる者たちは次のような印象をよび起こさずにはいないだろうというシンガールの指摘も、やはり否定しようがないことに思われる。すなわち、その思想を論駁できないからこそ彼らは言論以外の力に訴えかけているのにちがいない、という印象である。これら二つの論点は、第一の要件がみたされえないことの主張となっている。

シンガーは、第二の要件もみたされえないと考える。その際シンガーがもちだすのは、すでに第二章第二節で述べた論点である。すなわち、〈滑り坂論法を逆手にとるならば、言論封殺や思想検閲こそ、ナチズムのような全体主義的管理国家に近づくもうひとつ別の滑り坂を下る第一歩ではないか、と反問することもできるはずだ〉<sup>(27)</sup>という論点である。

注

- (1) E. Tugendhat, *Ethik und Politik*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1992.
- (2) P. Singer and H. Kuhse, "Bioethics and the Limits of Tolerance", in *The Journal of Medicine and Philosophy*, Volume 19 No. 2 April 1994.
- (3) おもいだしたものは、以下のとおり。Der Spiegel, 1989, Nr. 23, 34; Die Zeit, 1989, Nr. 25, 26, 27, 29, 33; A. Leist (Hrsg.), *Um Leben und Tod*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1990; U. Wolf, *Das Tier in der Moral*, Vittorio Klostermann, Frankfurt am Main, 1990;

- B. S. Seifert and K. P. Rippe, "Silencing the Singer: Antibioethics in Germany", in *Hastings Center Report*, 1991, November-December; R. Hegselmann und R. Merkel (Hrsg.), *Zur Debatte über Euthanasie*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1991; E. Tugendhat, *Vorlesungen über Ethik*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1993.
- (4) 土屋貴志「シンガー事件」の問いかけるもの』『応用倫理学研究』（千葉大学教養部倫理学研究室）、一九九三年。また、これに付されている文献一覧によって、市野川容孝「ドイツがシンガーを沈黙させたことについて」（『みすず』第三七五号、一九九二年）の存在も知った。ともに、示唆に富んだ密度の濃い論稿である。
- (5) 拙稿「安楽死問題と倫理の基底」『東北哲学会年報』第一一〇号、一九九五年。
- (6) Rhein-Main-Ratten gegen Gen- und Repro-Unsinn, et al, "Wider den tödlichen Liberalismus", S. 2. — P. Singer and H. Kuhse, *op. cit.*, p. 138 からの引用。
- (7) H. Kliemt, "Ein guter Philosoph ist stets darauf bedacht, ob nicht auch ein anderer Böses macht", in R. Hegselmann und R. Merkel (Hrsg.), *op. cit.*, S. 240.
- (8) 以下を参照。木畑和子「第三帝国と「安楽死」問題——「安楽死」のいわゆる「中止」まで——」（『東洋英和女学院短期大学』第二六号、一九八七年）、同「第二次世界大戦下のドイツにおける「安楽死」問題」（井上茂子・木畑和子・芝健介・永岑三千輝・矢野久『一九三九——ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』、同文館出版、一九八九年）、宮澤浩一「安楽死事件」と西ドイツの刑事司法」（『世界』第五二二号、一九八八年）、ベンノ・ミュラー＝ヒル『ホロコーストの科学——ナチの精神科医たち——』（南光進一郎監訳、岩波書店、一九九三年）、小俣和一郎『ナチスもう一つの大罪——「安楽死」とドイツ精神医学——』（人文書院、一九九五年）。
- (9) Cf. R. Merkel, "Teilnahme am Suizid — Tötung auf Verlangen — Euthanasie. Fragen an die Strafrechtsdogmatik", in R. Hegselmann und R. Merkel (Hrsg.), *op. cit.*, S. 101.
- (10) P. Singer and H. Kuhse, *op. cit.*, p. 137.
- (11) シンガーには、この主張を踏み越える、もうひとつ別の主張もある。それは、〈重度の——きわめて重度の、ではない——障害をもつ新生児（たとえばダウン症や血友病の新生児）に対する安楽死も、場合によっては道徳的に許容しうる〉というものである。この主張と本文で紹介した主張とは、それぞれ論拠を異にしているとみるべきであり、その意味で二つの独立した主張とみなすことができる。実際、ドイツでは、きわめて重度の新生児のケースに関するシンガーの主張を擁護する論者でも、もう一方の主張に対しては、ほとんどが否定的態度を表明するか、沈黙を守っているか、そのどちらかである。

シンガー自身も、ドイツを舞台とした「シンガー論争」では、極限的な障害をもつ新生児のケースに問題場面を限定しようとする姿勢をみせている。このあたりの微妙な問題については、稿をあらためて論じるつもりである。本稿では、きわめて重度の障害をもつ新生児のケースに関する主張のほうだけが念頭に置かれている。

(12) P. Singer and H. Kuhse, *op. cit.*, p. 131 による引用。

(13) J. S. ミル『自由論』(塩尻公明・木村健康訳) 岩波書店、三七―三八頁。

(14) 同書、一一三―一四頁。

(15) シンガーのこうした主張に対しては、当然にも、次のように問いを投げかえすことができるだろう。倫理の根幹にふれてくるような微妙な問題に関して哲学的な議論を行なうのに特別な訓練や知識は必要ない、ということまでシンガーの主張が含意しているとしたら、それを全面的に受け容れることができるだろうか。シンガーの主張が断片的な形で一般に紹介されたとき、無理解や誤解が生じるおそれはないのか、と (Cf. U. Wolf, "Philosophie und Öffentlichkeit - Anmerkungen zur Euthanasiedebatte", in R. Hegselmann und R. Merkel (Hrsg.), *op. cit.*, S. 185)。だがそれでは、誰にとつても切実な現実的問題——さしあたり安楽死問題はその最たるものといえるだろう——が倫理学上の微妙な問題と切り離しえない場合にはどうしたらよいか。そうした事柄に関しては「民主的な」討論や決定といったものは制限されざるをえないということに、やはりなってしまうのか。ここでは、「民主主義」をめぐる難問にこれ以上踏みこむことはできない

(16) 拙稿「脳の死と人間の死——大脳死説をめぐって——」『医事学研究』(岩手医科大学医事学研究会) 第七号、一九九二年参照。

(17) R. Spaemann, "Wenn Tötung auf Verlangen rechtlich anerkannt würde", in *Die Süddeutsche Zeitung*, Nr. 92, 1990.

(18) たとえば、T. L. ビーチャムは、安楽死問題に関する古典的論文のひとつに数えられる「レイチェルスの安楽死論に応えて」において次のように述べている。「積極的な殺人を許す規則が導入されたとすれば、欠損新生児を殺す事(不本意な安楽死の一形態)は日常茶飯事として受け容れられるだろう、人口増大が起きたとき老人は現在以上になおざりにされやすくなり、実際なおざりにされよう、広範な犯罪に対する死刑の誘惑は増大するだろう、非戦闘員を殺すことを禁じている戦争法規も現在以上に底知れず効力が腐食するだろう」(守屋唱道訳——H. T. エンゲルハート、H. ヨナス他『バイオエシックスの基礎』加藤尚武・飯田亘之編、東海大学出版会、一九八八年、一三〇頁)。

(19) R. Hegselmann, "Moralische Aufklärung, moralische Integrität und die schiefe Bahn", in R. Hegselmann und R. Merkel (Hrsg.), *op. cit.*, S. 210.

- (20) “Mir leuchtet nicht ein, wie man so Werte bewahren will“. Peter Singer im Gespräch mit Christoph Fehige und Georg Meggle“, in R. Hegselmann und R. Merkel (Hrsg.), *op. cit.*, S. 156; H. Schuh, “Läßt sich Euthanasie ethisch begründen?“, in *Die Zeit*, Nr. 25, 1989. ただし、注の(11)で述べた事柄と関連するのだが、このあたりの主張は必ずしも額面通りには受けとれないように思われる。それについては、別の機会にあらためて論じたい。
- (21) J・レイチェルス「積極的安楽死と消極的安楽死」(小野谷香加奈恵訳)、H・T・エンゲルハート、H・ヨナス他、前掲書、一一四—一一五頁。
- (22) 一例として次の著作をあげておく。ジャネット・あかね・シャボット『自ら死を選ぶ権利——オランダ安楽死のすべて』徳間書店、一九九五年。
- (23) U・リヒタ『ヒトラーの長き影』(石川求・鈴木崇夫・渡辺貞昭訳)三元社、一九九五年、第一章「西ドイツの戦後社会とヒトラーの遺産」参照。
- (24) *Der Spiegel*, 1993, Nr. 5.
- (25) P・シンガー『実践の倫理』(山内三郎・塚崎智監訳)昭和堂、一九九一年(原著は一九七九年)、二五頁。
- (26) P. Singer and H. Kuhse, *op. cit.*, p. 142.
- (27) 安楽死問題がおおやけに論議されることに反対する立場からは、滑り坂論法にもとづく議論とは別に、もうひとつ重要な論点が提起されている。安楽死の問題が論議されることによつて、障害者のなかには自分たちの生存が脅かされるように感じる者がいる、という事実をどう考えるのか、——という問いかけがそれである。滑り坂論法があくまで可能性の次元での議論であるのに対して、この問いかけは、現実の事態をふまえたものとなっている。この問題についても、稿をあらためて論じるつもりでいる。